







## 各願寺の富士市指定文化財

### 一、寺領寄進状（前田利次印）

初代富士藩主、前田利次（一六二七～一六七四）の黒印が押された寄進状です。寺地を寄進し、「日暮の勤行怠慢あるべからざるものなり（朝夕勤行を怠慢しないこと）」と記されており、延宝二年（一七二四）のものとして残っています。近世初期の寺社統制の資料として貴重な古文書です。



### 二、前田正甫 各願寺観花の詠

二代目富士藩主、前田正甫（一六四九～一七〇六）は長沢山各願寺の九重桜（江戸時代越中第一の名木と伝えられます。）を鑑賞しに、しばしば来遊しました。

本書は長歌並びに短歌を記しており、初冬の頃の雪景色を詠じたと伝われます。前田正甫本人の書であり、各願寺との関わりを示す貴重な歴史資料です。



### 三、絹本着色 不動明王像

不動明王は、大日如来の化身として、恐ろしい姿をもって、如来の教えに従わない衆生を教化し、正しい道へ導く明王です。左手には鉤索、右手には俱利伽藍杵を巻いた剣を持ち、遊樂園炎光背を背に怒々座に座り、明王の前には2人の童子が描かれています。このような図像は、平安時代後期（十一世紀）の作で、国宝になっている青蓮院（京都市東山区）の「青不動」に近いものがあります。制作年代は南北朝～室町時代の初期（十四世紀後半～十五世紀初頭）と考えられます。裏書によると、

と、元禄三年（一六九〇）十一月、各願寺の前住職の奥書が、高野山大楽院（和歌山県）にて法をうけた縁をもって、當時の同寺住職ならびに増録のもとめにより、大楽院第二九代の問津から下付されたこととあります。



これら三点は、平成十一年六月二十四日に指定されました。

平成二十五年十二月

富士市教育委員会

































## 馬頭觀世音菩薩

●由来 新町（あらまち）は昔から八尾町へ桑の運搬などで生計を立て、背や肩運搬から荷車に発達した。明治時代になると経済活動も活潑になって荷車から荷馬車による運送業をする人達が多くなり、馬が大切にされた。その馬の健康を祈るために大正11年馬頭觀世音菩薩が街道筋の古沢用水路の近くに建立された。県道改良で現在地に移された。

平成11年10月 新町（あらまち）自治会











































































